

青森公立大学 交流会館棟喫茶室及び国際芸術センター青森展示棟ラウンジ内
厨房施設使用貸借仕様書

この仕様書は、公立大学法人青森公立大学（以下「貸主」という。）と（以下「借主」という。）の間における、使用貸借契約に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載のない事項については、貸主と借主とが協議して定めるものとする。

1 使用する施設名称

- (1) 交流会館棟喫茶室(以下 学内喫茶室) 144 m²
- (2) 国際芸術センター青森展示棟ラウンジ(以下 ACAC ラウンジ) 90 m²

2 使用する施設のうち、使用貸借契約にかかる場所

- (1) 学内喫茶室内厨房施設 32 m²
- (2) ACAC ラウンジ内厨房施設 10 m²

3 使用目的

借主が、使用貸借契約にかかる場所を使用するにあたっては、カフェの営業を行うことを目的とすること。

4 カフェの営業期間

- (1) 学内喫茶室 大学の授業実施日(各学期末の集中講義日を除く)並びに期末試験実施日を最低限度とすること。
- (2) ACAC ラウンジ 4月から12月までの土・日・祝日を最低限度とすること(ただし、12/29～12/31は除く)。

5 カフェの営業時間

- (1) 学内喫茶室 午前10時から午後5時までを目安とすること。
- (2) ACACラウンジ 午前10時から午後3時までを目安とすること。

6 カフェの営業期間及び営業時間の変更

カフェの営業期間及び営業時間の変更については、貸主、借主双方で協議して定めるものとする。

7 使用する施設における留意事項

(1) 客席等について

使用貸借する場所以外の場所(客席等)については、学内喫茶室は、学生が自由に出入りできる現在のフリースペースの機能を維持したものとし、また、ACACラウンジは、一般市民が自由に出入りし、所蔵する美術関連図書等の閲覧ができる、現在のラウンジ機能を維持したものとする。

(2) 清掃等について

使用する施設の清掃について、学内喫茶室及びACACラウンジとも、使用貸借する場所については、借主が行うものとする。また、カフェ営業において生じた残滓の処理についても、借主の負担において行うものとする。

客席等については、カフェ営業時間外においては貸主が行い、営業中においては、借主がテーブルや床等の清掃を行うものとする。

(3) 防犯対策について

使用貸借する場所における開店後及び閉店後の防犯対策については、借主自らの負担と責任で行うものとする。

(4) 備品・什器類の貸付について

①別紙【貸出備品・什器類一覧】にある備品及び什器類については、貸主が出店者に対し無償で貸付けし、借主はこれを使用できるものとする。

②破損若しくは使用不能とした場合の修繕又は購入に関する経費は、借主が負担する。ただし、災害その他不可抗力により故障した場合は貸主と借主とが協議の上、決定すること。

③貸付けした備品及び什器は、契約満了時に返却するものとし、現状復帰に努めること。

(5) 備品・什器類の持ち込みについて

借主が持ち込みする備品・什器類については、事前に貸主と協議するものとする。